

# Hong Kong Tax Alert

3 Jan 2018  
2018 Issue No. 1

## 香港が2段階の事業所得税率制度を導入

2017年12月29日、香港政府は官報において、2017年度内国歳入法(改訂案)(No.7)法案(以下「法案」)<sup>1)</sup>を公表しました。この法案は、行政長官が就任後初の2017年度施政方針演説で発表した2段階の事業所得税率制度の実行を求めるものです。

当該制度は、2018/19査定年度より開始され、法人及び非法人事業の利益のうち最初の2百万香港ドルに対する税率が半分に引き下げられ(法人は16.5%から8.25%へ、非法人事業は15%から7.5%へ)、残りの利益には通常税率で課税が行われます。

当該制度では、主に中小企業及び新興企業に恩恵が与えられることになり、所得の分散を防止するため、法案では、一査定年度において、提案中の2段階の事業所得税率制度の下で「関連当事者(Connected entities)」のうちの1社のみが適用できるという制限条項が含まれています。

より良いビジネス環境の促進や外国企業及び投資等の香港へのさらなる誘致を達成するため、当該法案をどのように改善できるかについて見解やコメントがある場合、適切な方法によって香港政府への提出が可能となっています。

1. 法案は以下のリンクからご覧になって下さい。  
<http://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20172152/es32017215230.pdf>

## 法案の主な条項

以下の通り、この法案では2018/19査定年度より内国歳入法(以下「IRO」)に2段階の事業所得税率を導入するための改正を提案しています。

課税対象利益	税率	
	法人 <sup>2</sup>	非法人事業 <sup>2</sup>
2百万香港ドル以下の部分	8.25%	7.5%
2百万香港ドルを超える部分	16.5%	15%

*Connected entities*のうち、1社のみが提案中の制度を適用できる

主に中小企業及び新興企業に恩恵を与える一方、所得の意図的な分割を防止するため、法案には該当する査定年度における企業の基準期間の最終日において1社またはそれ以上を有する*Connected entities*は、そのうち1社のみが当該査定年度において2段階の事業所得税率制度を適用できる旨の制限条項が含まれています。

以下に該当する場合、当該企業は他の企業の*Connected entities*となります。

- (a) 一方が他方の事業体を支配している場合
- (b) 両者が同一企業の支配下にある場合
- (c) 一方の事業体が個人事業を行う自然人であり、他方の事業体が同一の自然人によって行われている個人事業である場合

A社が直接または間接的に1社またはそれ以上の企業を介しているかにかかわらず、以下に該当する場合、A社が他社(B社)を支配していることになります。

- (a) A社がB社の発行済株式の50%超を所有または支配している場合
- (b) B社の株主総会における議決権の50%超を行使または行使を支配する権利を有している場合
- (c) B社の資本または利益の総額の50%超の権利を有する場合
- (d) B社が信託であり、A社が信託財産の50%超の受益権を有しており(受託者としての立場によるものを除く)、以下のいずれにも該当している場合
  - (i) 受益権を有する、または残余権を有する場合
  - (ii) 受益権に解除条件が付されている場合

2. パートナーシップにおけるパートナー企業の場合、企業の正味持分に相当するパートナーシップの課税対象利益の閾値まで8.25%の税率が適用されます。閾値は、当該査定年度の基準期間においてパートナーシップの利益または損失のうち2百万香港ドルに比率を掛けたものです。パートナーシップの課税対象利益の正味持分のうち、閾値を超える部分に対しては16.5%の税率が適用されます。

## 納税者への二重の優遇措置はない

法案では納税者への二重の優遇措置を回避するため、再保険専門業、自家保険業、コーポレート・トレジャリー・センター、航空機リース事業、航空機リース事業マネジメント等の事業から獲得した利益に対し、特別な50%軽減税率を選択した企業は、他の課税対象利益に対して2段階の事業所得税率制度の対象から除外される旨の条項を含んでいます。

更に、適格負債性金融商品から獲得した利息、収益、あるいは利益は、既存のIRO第14号Aに基づいて、既に50%軽減税率の対象となっています。これらの利益は、提案中の2段階の所得税制度においても、軽減税率の対象とならないと予想されています。

## 2018/19年度の予納事業所得税に対する移行規定

法案では、納税者が提案中の2段階の事業所得税率制度に基づいて課税されると判断した場合、2018/19年度の予納事業所得税の全額または一部に対して留保申請を行うことができるとしています。

通常の手続では、納税者は予納税額の納付期限の28日前まで、または予納税額の査定通知発行日から14日後のいずれか遅い方の日までに、書面によって当該申請を行う必要があります。

## 論評

提案中の2段階の事業所得税率制度は、外国企業及び投資等を誘致する手段として、事業所得税率を軽減する国際的トレンドに対して香港が呼応したものです。政府は、提案中の制度によって香港が好ましい投資先としての国際的な認知度を得ることに期待しています。また、提案中の低税率が企業、特に中小企業や新興企業の税負担を軽減させることになり、好ましいビジネス環境と経済成長の推進及び香港の競争力を強化させることでしょう。

納税対象企業の20%が関連当事者企業であるとの仮定の下、政府は、税収減が年間58億香港ドル、すなわち2016/17年度に支払われた総税額の約4%になると予測しています。政府は、減税(法人では年間で最大16万5000香港ドル、非法人事業では年間で最大15万香港ドル)によって、ハードウェアまたはソフトウェアの更新の再投資を可能とし、全般的な事業運営の促進と効率化によって将来の政府の追加的収入となり得るとしています。

法案は、2018年1月10日に、立法議会の第一回審議及び第二回審議並びに討論にかけられる予定です。議論の焦点の一つは、法案の下で提案された税制上の措置が、表明された目的を達成するために十分であるかということです。表明された目的を達成するために法案がいかに改善できるか、見解やコメントがある場合、貴社の税務担当者へご連絡下さい。政府宛には私どもより適切な方法で貴社のご意見を伝達させていただきます。

## EY Contacts

Hong Kong office  
Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau  
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong  
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

## EY Asia-Pacific Business Tax Services Leader

Tracy Ho  
+852 2846 9065  
tracy.ho@hk.ey.com

## EY Greater China Business Tax Services Leader

Chee Weng Lee  
+852 2629 3803  
chee-weng.lee@hk.ey.com

## Hong Kong Business Tax Services partners, Ernst & Young Tax Services Limited

Agnes Chan +852 2846 9921 agnes.chan@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com
Owen Chan +852 2629 3388 owen.chan@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

© 2018 Ernst & Young Tax Services Limited.  
All Rights Reserved.

APAC No. 03006008  
ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat  
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

